新型コロナ対応特例(O.1%上乗せ)の対象となる基本報酬の範囲

- 介護報酬改定 0.7%の内訳である「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末までの間)」については、改訂後の「基本報酬」に対する 0.1%上乗せに充当されますが、告示の附則第 11 条では、その 0.1%上乗せの対象となる「基本報酬」の範囲について明確化されています。
- この 11 条はテクニカルな表現で読みにくいため、読みやすく加工して示しますす。()は令和3年1月18日介護給付費分科会資料の別紙又は参考資料の番号です。

第十一条

令和三年九月三十日までの間は、

この告示による改正後の(1-1)指定居宅サービス介護給付費単位数表の

訪問介護費のイからハまで及びイからハまでの注5、

訪問入浴介護費のイ、

訪問看護費のイからハまで、

訪問リハビリテーション費のイ、

居宅療養管理指導費のイからホまで、

通所介護費のイからハまで、

通所リハビリテーション費のイからハまで、

短期入所生活介護費のイ及びロ、

短期入所療養介護費のイの(1)から(3)まで、口の(1)から(5)まで、ハの(1)から(3)まで、ニの(1)から(4)まで及びホの(1)から(7)まで

特定施設入居者生活介護費のイ及びハ、

- この告示による改正後の(1-2)指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のイ、
- この告示による改正後の(1-3)指定施設サービス等介護給付費単位数表の

介護福祉施設サービスのイ及びロ、

介護保健施設サービスのイ及びロ、

介護療養施設サービスのイの(1)から(4)まで、ロの(1)及び(2)並びにハの(1)から(3)まで、介護医療院サービスのイからへまで、

この告示による改正後の(1-4)指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロ、

夜間対応型訪問介護費のロ、

地域密着型通所介護費のイ及びロ、

認知症対応型通所介護費のイ及びロ、

小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ、

認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、

地域密着型特定施設入居者生活介護費のイ及びロ、

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまで、

複合型サービス費のイ及びロ、

この告示による改正後の(1-5)指定介護予防サービス介護給付費単位数表の

介護予防訪問入浴介護費のイ、

介護予防訪問看護費のイ及びロ、

介護予防訪問リハビリテーション費のイ、

介護予防居宅療養管理指導費のイからホまで、

介護予防通所リハビリテーション費のイ、

介護予防短期入所生活介護費のイ及びロ、

介護予防短期入所療養介護費のイの(1)及び(2)、ロの(1)から(4)まで、ハの(1)及び(2)、ニの(1)から(3)まで並びにホの(1)から(6)まで、

介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、

この告示による改正後の(1-6)指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の

介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロ、

介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロ、

介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロ、

この告示による改正後の(1-7)指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表指定介護予防支援介護給付費単位数表のイ、

この告示による改正後の(2-9)厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者 生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの 種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

別表第一の1及び2、

別表第二の1から3まで、

この告示による改正後の(2-10)厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位 数

別表の1から4まで

について、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。